

専属的管轄合意と知的財産訴訟

——ハーグ管轄合意条約に関連して——

道垣内正人*

1. はじめに

2005年6月14日から30日までハーグ商工会議所及び平和宮において開催されたハーグ国際私法会議第20回外交会期において、「管轄合意に関する条約 (Convention on Choice of Court Agreements)」が採択された。事務局作成の参加者名簿によると43か国・16団体の代表が参加した。

2002年のアメリカ提案に始まり、2004年からのフィジビリティ・スタディーのための特別委員会での検討を経て、2006年に正式議題となった民商事事件に関する国際裁判管轄及び外国判決承認執行に関する条約作成作業は、2001年の外交会議での挫折を経て、対象範囲を管轄合意に絞り、ようやく第2回目の外交会議での採択に漕ぎ着けたわけである。この間、ブラッセル条約(ブラッセルI規則)・ルガノ条約に体现されているヨーロッパ大陸法の考え方を基調とする裁判管轄の考え方と、アメリカの連邦憲法の適正手続 (due process) 条項に基づく裁判管轄の考え方との違いを認識した上で、認め合える範囲でのみ条約による義務付けを行い、厳密な管轄ルールを統一をしないというミックス条約の枠組みが採用され、そのもとで議論が展開されたが、それでも乗り越えられない壁があることが確認された。そこで、被告住所地管轄、合意管轄、物理的な不法行為管轄な

ど一般に認められる管轄原因をコアにして無理のない形でそれをふくらませていくという案も検討された。しかし、結局、コンセンサスで採択可能な条約とするためには管轄合意だけに限定した条約とするほかないと判断され、しかも、原則的な形としては単一の国や裁判所を指定する専属管轄の合意だけを対象とする条約が作成され、採択された。

もっとも、仲裁についてのニューヨーク条約(「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」)が約130カ国の締約国を擁し、国際取引紛争解決手段としての仲裁の有用性を高めることに大いに貢献していることに鑑みれば、訴訟による国際取引紛争の解決を円滑化するため、管轄合意の有効性を認め、それに反する提訴を退け、それに基づく判決を承認執行することを定める本条約が重要なインフラストラクチャーとして機能していくに期待する声もあり、今後、日本を含む各国が本条約の批准に向けて動き出すのか否か、注目される場所である。

条約の骨格を構成しているのは、次の3つのルールである。第1に、管轄合意により選択された裁判所に裁判を行うことを義務付けること(5条)、第2に、選択されなかった裁判所に提訴された場合に、その裁判所に、その訴訟手続の停止又は訴えの却下を義務付けること(6条)、第3に、すべての締約国は、管轄合意により選択された他の締約国の裁判所の判決を承認・執行することを義務付けること(8条・9条)、以上の3つのルールである。

* 早稲田大学大学院法務研究科教授

本稿では、知的財産訴訟との関係で問題となる諸点について検討する。

2. 知的財産訴訟のうち、特定国の専属管轄とされる事件の範囲

一般に、各国の国際民事訴訟法上、専属管轄とされる事件の範囲はさまざまである。例えば、天然資源の開発に関する訴訟について、当該天然資源の保有国が自国の専属管轄とすることが考えられ、ハーグ会議においても、天然資源関係訴訟については外国裁判所を指定する合意管轄を有効とすることに反対する旨の発言があり、2005年の管轄合意条約を締結しても、留保条項を活用することによってそのような扱いを続けることが認められている(21条)。

他方、多くの国に共通してみられ、ほぼコンセンサスが認められる専属管轄ルールもある。この点、ハーグ会議の条約作成過程において、上記の2001年の第1回外交会議の終了時の草案では次のような規定が置かれていた(条文に付された注は公式文書における注である)。

第12条 専属管轄

[1 不動産の物権又は賃貸借を目的とする手続においては、当該不動産が存在する締約国の裁判所が専属的な管轄権を有する。ただし、[6か月までの期間について締結された]¹賃貸借が目的となっている手続において、賃借人が他国に常居所を有する場合はこの限りでない。]²

[2 法人の有効性、無効若しくは解散又は法人の機関の決定の有効性若しくは無効を目的とする手続については、当該法人の準拠法の属する締約国の裁判所が専属的な管轄権を有する。]³

3 公的な登記又は登録の有効性又は無効を目的とする手続においては、当該登記又は登録が保持されている締約国の裁判所が専属的な管轄権を有する。

知的財産権⁴

[選択肢A⁵

4 特許権及び商標権等の付与、登録、有効性、放棄、取消し又は侵害⁶についての判決を求める手続においては、それらの付与又は登録をした締約国の裁判所が専属的な管轄権を有する⁷。

5 登録されない商標権等[又は意匠権]の有効性、放棄又は侵害についての判決を求める手続においては、商標権等[又は意匠権]が生じた締約国の裁判所が専属的な管轄権を有する。]

[選択肢B⁸

5 A 特許権、商標権、意匠権その他の類似の権利の侵害を目的とする手続については、前項[又は[第3条から第16条まで]の規定]に定める締約国の裁判所が管轄権を有する⁹。]

そして、ハーグ会議が専属管轄合意条約作成に特化するとの方針転換をした後は、上記の専属管轄とされる事項は条約の事項的適用範囲から外すという扱いがされることになった。2005年6月に最終合意された「管轄合意に関する条約」では次のように規定された。

第2条：適用範囲からの除外

- 1 ...
- 2 この条約は、次の事項には適用されない。
- ...
- l) 不動産に関する物権及び不動産の貸借
- m) 法人の有効性、無効又は解散及び法人の機関の決定の有効性
- n) 著作権及び著作隣接権を除く知的財産権の有効性
- o) 著作権及び著作隣接権を除く知的財産権の侵害(ただし、その権利に関係する当事者間の契約違反について侵害訴訟が提起され、又は提起され得た場合は除く)。
- ...

これらのことから分かることは次の点である。

第1に、著作権及び著作隣接権については、

その有効性を含め、専属管轄とするとは考えられていないことである。

第2に、特許権、商標権等の有効性等（登録、有効性、放棄、取消し等。以下、同じ。）に関しては、登録国の専属管轄とすることとされ、したがって、管轄合意条約においては、管轄合意をすることによって法廷地を左右することはできないとされていることである。

第3に、特許権、商標権等の侵害事件については、これも登録国の専属管轄とするとの考え方と、これについてはその必要はなく、通常の管轄ルールの適用に委ねれば足りるとの考え方が対立しており、その結果、2005年の管轄合意条約においては、対立を回避すべく、侵害訴訟についても事項的適用範囲から外すこととされたことである。もっとも、管轄合意条約2条2項^(o)では「当事者間の契約違反について侵害訴訟が提起され、又は提起され得た場合」は例外とされ、ライセンス契約における合意管轄の有効性を損なうことがないように配慮されている。

そして、2001年条約案の段階では専属管轄とされた事項、2005年の管轄合意条約においては適用除外とされた事項について、それが前提問題として問題となる訴訟の扱いについて一定の措置が講じられている。これについては、項を改めて検討する。

3. 特許権の有効性等を前提問題（先決問題）とする訴訟の扱い

2001年の条約案では、専属管轄事項を前提問題とする訴訟を専属管轄国以外の国でもすることができるようにするため、上記の12条の5項又は5A項に続き、次のような規定が置かれていた（条文に付された注は公式文書における注である）。

第12条 専属管轄

…

選択肢A及びB

[6 第4項及び第5項は、そこに定める事項

の1が同項によれば専属的な管轄権を有しない裁判所における手続において前提問題として生ずる場合には適用しない。ただし、その事項についての判断は、後の手続に対して、たとえそれが同一の当事者間のものであっても何ら拘束力を有しない。ある事項についての判断が結論に至るために必要であっても、その事項についての判決を下すことを裁判所が求められていない場合には、その事項は前提問題として生ずるものとする。]¹⁰

7 [本条において、その他の登録される工業所有権 [(著作権又は著作隣接権を登録又は寄託することができる場合であっても、それらは除く。)]¹¹は、特許権及び商標権等と同様に取り扱うものとする。]

[8 本条の適用上、「裁判所」とは特許庁その他類似の機関を含むものとする。]¹²

他方、2005年の管轄合意条約においては、除外事項が先決問題となる場合について次のように規定されている。

第2条：適用範囲からの除外

…

3 前項の規定にかかわらず、同項によって除外された事項が訴訟の目的としてではなく、先決問題としてのみ生ずる場合には、その訴訟はこの条約の適用範囲から除外されない。特に、前項の規定により除外された事項が訴訟の目的ではない場合、その事項が抗弁として持ち出されたという事実のみで、その訴訟が条約の対象外となるものではない。

なお、2条2項（又は21条）による除外事項が先決問題として生じた場合、その問題についての判断はこの条約によっては承認・執行されず（10条1項）、また、判決がそれらの除外事項に関する判断に基づいている場合には、その限りにおいて、その判決の承認・執行を拒否することができることとされている（10条2項）。そして、さらに知的財

産権については同条3項に特則が置かれている。具体的には以下の通りである。

第10条：先決問題

1 第2条第2項又は第21条により除外された事項が先決問題として生じた場合、その問題についての判断はこの条約によっては承認及び執行されない。

2 判決が第2条第2項により除外された事項に関する判断に基づいている場合には、その限りにおいて、その判決の承認又は執行を拒否することができる。

3 もっとも、著作権及び著作隣接権を除く知的財産権の有効性についての判断に関しては、前項により判決の承認又は執行を拒否又は延期することができるのは、次のいずれかの場合のみとする。

a) その判断が、その知的財産権を生ぜしめた法の所属国においてその事項について権限を有する機関の判決又は決定と抵触する場合

b) その国において、その知的財産権の有効性に関する手続が係属している場合

4 判決が、承認又は執行を求められている国が第21条に基づいてした宣言により除外されている事項に関する判断に基づいている場合には、その限りにおいて、その判決の承認又は執行を拒否することができる。

この10条4項は、特許等の有効性について、専属管轄を有する国の決定又は手続と抵触する判断を先決問題としてした外国判決の承認執行を拒否することができる旨の規定である。

4. 日本での扱い

日本には、本稿のテーマに関する裁判例は少なく、学説の蓄積も十分ではないが、外国特許の侵害訴訟について管轄を認めた裁判例があることから(東京地判昭和28年6月12日下級裁判所裁判例集4巻6号847頁、最判平成14年9月26日民集56巻7号1551頁)、特

許権等の侵害訴訟を登録国の専属管轄とするとの考え方はとられていないと解される¹³。他方、特許の有効性等については、日本特許についても、その判断は特許庁の権限とされ、裁判所は当該特許が特許無効審判により無効にされるべきものと認めるときにその権利行使を認めないこととするとされていること(最判平成12年4月11日民集54巻4号1368頁を受けた特許法104条の3)に鑑みると、外国裁判所での日本特許の有効性を直接判断することを認めるとは思われない。とはいえ、前提問題としてまで一切の判断を認めないとなれば、ライセンス契約をめぐる争いであっても、対象特許の有効性を問題とするだけで容易に管轄合意の有効性を失わせることができしまい、ハーグ条約の規定は合理的なものとして解される。

今後、この問題に関する議論を深め、裁判所に適切な私信を提案することが必要であろう¹⁴。

注

1 締約国の専属管轄から不動産の賃貸借を除外することについて、それを6か月を超えない単一の期間についての賃貸借の場合に限定する旨の提案がなされた。この提案についてコンセンサスはない。

2 不動産の物権又は<不>動産の賃貸借をこの条約の適用範囲から除外する旨の提案がなされた。この提案についてコンセンサスはない。

3 法人の有効性、無効又は解散、及び法人に関する決定をこの条約の適用範囲から除外する旨の提案がなされた。この提案についてコンセンサスはない。

4 この条約における知的財産権の扱いについて3つの提案がなされた。最初の2つは全体が括弧に入れられており、かつ、それぞれも括弧に入れられている(選択肢A及びB)。このことは、知的財産権をこの条約の適用範囲に入れるか否かについてコンセンサスがないと同時に、それぞれの提案に関してもコンセンサスがないことを示している。第3の選択肢については後述の注88参照。

5 選択肢Aと選択肢Bの主たる違いは、特許及び商標等の侵害訴訟その他この規定の対象

となる訴訟について専属管轄の定めを置くか否かにある。また、この規定により侵害事件についても専属管轄とすることに賛成した多くの国の代表にとって、知的財産権といった特定の分野のための裁判管轄権、承認及び執行を規律する既存の及び将来の条約等に関して、満足のゆく最終条項又は切り離し条項が置かれることが専属管轄に関する規定の中に侵害事件をも入れることの前提条件となっている。

- 6 ickanaer 手続(たとえば、不正競争防止法、特許法又は商標法の規定に基づく侵害訴訟や、ただ乗り (passing off) など一定の一般不法行為訴訟)が「侵害」訴訟に含まれるかの決定にあたっては、「反トラスト又は競争法上の請求」がこの条約の適用範囲から除外される場合は、そのことと整合性のとれた解決が与えられるべきである。
- 7 本項は、特許権又は商標権等の付与又は登録の申請が提出されている段階にも適用される。
- 8 この選択肢Bは、特許権、商標権、意匠権その他類似の権利の登録、有効性、無効又は取消しを目的とする訴訟に関して専属的な管轄権を設定すべきであるとする選択肢Aの立場に反対するものではない。その限りにおいて、第5A項が採用されても、第4項及び第5項はそのまま残ることになる。選択肢Bは第5A項の点だけが異なるものである。第6項、第7項及び第8項は両選択肢に共通の規定である。
- 9 この規定は、第17条に定める例外から除く必要がある。
- 10 本項の目的は、本来は第4項及び第5項の適用範囲に入るべき事項であっても、そこに定める事項を目的としない手続においてそれが前提問題として生ずる場合には、非専属的な管轄権のままとしようとする点にある。そのような前提問題について当事者間についてなされた決定は、当事者の一方がそれを持ち出しても、他の国における他の訴訟では何ら排除効を有しないという趣旨である。この項についてはコンセンサスはない。
- 11 括弧内の文言についてはコンセンサスはない。そのほかに、著作権全部を、又はインターネットを通じた著作権侵害だけをこの条約の適用範囲から除外すると別の提案もあった。さらに、次のような条文案も提案された。すなわち、「[著作権又は著作隣接権の侵害に関する手続においては、著作権又は著作隣接権が侵害されていると主張されている準拠法

の属する締約国の裁判所が専属的な管轄権を有する。]」というものである。この提案は、著作権侵害も専属管轄規定に含め、それが侵害されたと主張されている準拠法の属する締約国の専属管轄としようとするものである。これは、著作権侵害についての手続を除外しようとする上記の第7項における提案に対する代案である。

- 12 本項は、これらの機関の決定が承認に関する章において対象として含まれるようにすることを確保するために必要であるかもしれない。第23条における「判決」の定義参照。
- 13 東京地判平成13年5月14日(判例時報1754号148頁)は、日本の特許権侵害訴訟について一部の被告に対する国際裁判管轄を否定したものである。これは、日本法人であるY3に対する日本特許権の侵害差止訴訟において、相被告とされた親会社(Y3の株式100%を所有)であるアメリカ法人Y1と、日本で販売されている製品を製造しているグループ企業であるスウェーデン法人Y2に対する同じく日本特許権の侵害に基づく訴えについて、国際裁判管轄が問題となった事案であり、裁判所は、管轄があるための根拠となる事実が存在する旨を原告において主張し、かつ相応の立証をする必要があるとし、本件では、原告はY1・Y2が原告の有する専用実施権を侵害したとする具体的な行為をしたとの主張及び相応の立証をしていないことから、不法行為地が日本であることを根拠として日本にY1・Y2に対する裁判管轄を肯定することはできないと判示している。なお、親会社との関係にあることや、外国で製造行為をしたグループ企業の一員であることだけでは、Y1及びY2に管轄を及ぼすことを正当化することはできないことも判示されている。この判決では、日本特許侵害訴訟について日本に専属管轄があるという発想は全くとられていない。
- 14 このハーグ条約全体の仮訳は民事月報60巻11号75頁以下[2005]、国際私法年報7号193頁以下[2006]に掲載されている。